

令和7年度 給与支払報告書作成の手引き

給与支払報告書の提出について

① 作成対象者

令和7年1月1日現在にいわき市に住民登録をしている給与受給者

給与の支払いを受けた方全員について作成し、提出してください。

- アルバイト・パート等、源泉徴収税額がない方の分も提出してください。
- 給与収入が2,000万円超の方、乙欄適用者など年末調整未済の方の分も提出してください。
- 年の途中（令和6年1月～令和6年12月）で退職された方の分についても提出してください。
- 給与の支払金額が30万円以下であっても大切な課税資料になりますので、提出のご協力をお願いします。

② 提出先

給与受給者の令和7年1月1日現在に住民登録のある市町村

（マイナンバーカードに記載されている住所が住民票の住所になります）

提出先を誤ると従業員の方の税証明書の交付が遅れたり、納付回数が通常より少なくなるため
回ごとの納付額が増えてしまう等の問題が生じる場合があります。

特に、福島県相双地区に住民登録がある従業員の方の給与支払報告書が誤っていわき市に送付されて
いるため、本人に住民票がどこにあるか必ず確認のうえ提出願います。

また、いわき市では市民税課のみで受付し、各税務事務所・支所では受付できません。

③ 提出期限

令和7年1月31日（金）必着

提出期限を過ぎてから提出されますと、提出先誤りの場合と同様に、従業員の方の税証明書の交付が
遅れる等の問題が生じる場合がありますため、期日厳守をお願いします。

※提出期限間際は窓口が大変混み合いますので、早期提出にご協力ください。

④ 提出書類

【給与支払報告書（総括表）】 1枚

特別徴収指定番号が印字されている「いわき市役所提出用」の総括表
をご使用ください。

なお、印字されている名称及び所在地に変更がある場合には、**赤字**で訂正してください。

赤字訂正がない場合は、印字された名称及び所在地に税額通知書を送付します。

また、給与支払報告書の作成を税理士等に委託した場合も、「いわき市役所提出用」の総括表
を使用又は添付するようお願いします。

【給与支払報告書（個人別明細書）】 一人につき1枚（令和5年度から2枚→1枚に変更）

左上に⑦と記載のあるものを使用してください。様式は税務署の窓口または国税庁のホームページから
入手してください。

※ 作成する際は国税庁にて作成している『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』
も併せてご覧ください。

※ パソコン等を使用して作成する場合、印字位置のずれがないようご注意ください。

【普通徴収の該当理由書について】 必要な場合のみ1枚

普通徴収該当者（退職者等）がいる場合は忘れずに普通徴収の該当理由書を使用してください。

※ 該当理由書がない場合は全従業員特別徴収になりますのでご了承ください。

総括表の書き方について

受付
印

(記載例)

⑦ 給与支払報告書(総括表)

いわき市長様 令和 年 月 日 提出

法人番号または個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

フリガナ	イワキサンギョウ
給与支払者の名称又は氏名	いわき産業 株式会社
フリガナ	イワキシタイラアザウメト
同上の所在地	〒970-8686 いわき市平字梅本99番地
特別徴収税額通知書の送付先	〒□□□-□□□□ 同上
連絡者の氏名 所属課名係名 電話番号等	職員課 給与係 氏名 小名 渚子 電話 (0246) 22-1111 内線 1234
委託先 (関与税理士等の 氏名及び電話番号)	梅本会計事務所 電話 () -

市記入欄

指定番号	9 9 9 9 9
------	-----------

特徴	
普徴	

受給者総人数	35 人
(ア) 特別徴収	32 人
(イ) 普通徴収	3 人
合計 (ア)+(イ)	35 人
事業種目	

いわき市役所
財政部 市民税課
〒970-8686 福島県いわき市
平字梅本21番地
TEL: (0246) 22-442・7426

市記入欄 ※何も記入しないでください。

項目・日付	事務処理内容
マイナンバー	☐ 確認済 ☐ 説明済(/)
特普区分	☐ 不要 ☐ 要 済(/)
人数確認	☐ 不要 ☐ 要 済(/)
B2検索	☐ 不要 ☐ 要 済(/)
A3変更	☐ 不要 ☐ 要 済(/)
住所氏名カナ生年月日	☐ 要 ☐ 済(/)

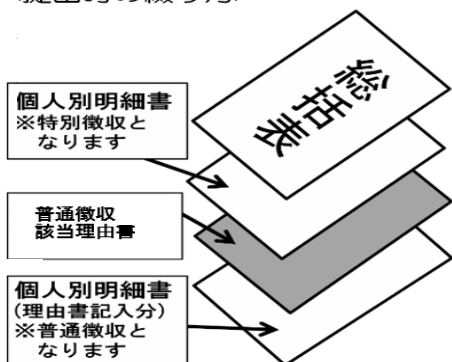
「いわき市役所提出用」の総括表
をご使用ください。
税務署の様式とは異なりますの
で、ご注意ください。

特別徴収税額通知書の送付先
が給与支払者の所在地と異なる
場合は、送付先のご住所を
記入してください。
特別徴収税額通知書の送付先
が給与支払者の所在地と同じ
場合は、「同上」と記入して
ください。

今回提出する枚数を記入して
ください。(追加や訂正で再度提出
する場合は、追加・訂正分の枚
数)

【提出イメージ】

＜提出時の綴り方＞



※提出の際は上図のとおり総括表、
特徴個人別明細書、普徴該当理由書、
普徴個人別明細書の順番に重ねたうえで
提出してください。

受給者総人数は、令和7年1月1日現在における
総従業員数を記入してください。

- (ア) 特別徴収扱いとなる者
給与天引きできる人数を記入してください。
- (イ) 普通徴収扱いとなる者
乙欄、退職等で給与天引きできない人数を
記入してください。
- (ウ) 合計 = (ア) + (イ)
上記 (ア) (イ) の合計人数を記入してください。

なお、合計人数と総括表に添付する給与支払
報告書の人数を一致させてください。
※ 一致しない場合は、実際に提出された人数で処理
いたします。

給与支払報告書提出後の訂正について

- ① 給与支払報告書の内容に誤りがあった場合
訂正後の給与支払報告書を作成し、**概要欄に「訂正」と赤字で表記**して再度提出してください。
- ② 納付方法が変更となる場合
納付方法の変更は、原則、「給与所得者異動届出書」又は「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」での対応となります。各様式はいわき市ホームページよりダウンロード可能です。
 - 退職・転勤等の異動により、普通徴収又は別の給与支払者から特別徴収になる方
…「給与所得者異動届出書」を提出してください。
 - 採用や再雇用等により、新たに特別徴収になる方
…「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」を提出してください。

eLTAX（エルタックス）による電子申告について

手続きのデジタル化とペーパーレス化を進める観点から、紙面での提出方法に代えて、給与支払報告書や異動届の提出等をインターネットを利用して便利で効率よく行える、eLTAX（エルタックス）のご利用をお勧めしています。

- ・窓口に出向いたり、郵送したりといった手間をかけることなく、オフィスなどからインターネットで申告や届出、電子納税ができます。
- ・eLTAX電子申告システムサービスを開始している地方公共団体であれば、複数の地方公共団体へまとめて申告できます。
- ・eLTAX用ソフト「PCdesk」（無料）で申告書が作成できます。
※市販の税務会計ソフトの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。

詳しい内容や手続き等についてはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）でご確認ください。 ※ ヘルプデスク TEL：0570-081459

光ディスク等による提出基準引き下げのお知らせ

令和3年1月1日以降、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、光ディスク又はe-Tax等による提出が必要となります。

例)

令和5年1月に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」
→令和7年1月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、光ディスク又はe-Tax等により提出

※ 給与所得等の源泉徴収票の光ディスク又はe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書等についても光ディスク又はeLTAX等による提出が義務化されています。

詳しい内容や手続き等については国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご確認ください。

問合せ先

〒970-8686

電話（直通）

F A X

H P

福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 財政部 市民税課

0246（22）7427 又は0246（22）7426

0246（22）7588

<https://www.city.iwaki.lg.jp>